

http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
E-mail : open@ywbc.org

■□■-----

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■-----

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■-----

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【働き方改革～労働時間の改善について～】

現代日本において、人口減少が見込まれる中で、労働力の不足が深刻な問題となっています。そこで、労働力の確保を目的として、政府は、労働環境を改善し、誰もが働きやすい社会を実現するために「働き方改革」を推進しています。

「働き方改革」の柱の一つに労働時間の改善があります。その一環として、平成 30 年 6 月に、労働基準法が改正され、36 協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることになりました。労働者に時間外労働をさせるためには、使用者は、労働組合又は労働者の代表者と労働基準法第 36 条に定められている協定、いわゆる「36 協定」を結び、所轄労働基準監督署へ届出をしなければなりません。この 36 協定に定める労働時間に、法律で上限が明記されたのです。

すなわち、時間外労働の上限は、月 45 時間、年 360 時間となり、臨時的な事情がなければこれを超えることができなくなりました。また、臨時的な特別の事情があって、労働者と使用者が合意をする場合でも、時間外労働時間は、年 720 時間、複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）、月 100 時間未満（休日労働を含む）としなければなりません。さらに、月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 ヶ月までとなりました。

施行にあたって経過措置が設けられています。2019 年 4 月 1 日以後の期間のみを定めた 36 協定に対しては、すぐに上限規制が適用されます。2019 年 3 月 31 日を含む期間について定めた 36 協定については、その協定の初日から 1 年間は引き続き有効となりますので上限規制は適用されません。中小企業においては、1 年間だけ適用が猶予され、2020 年 4 月 1 日以後の 36 協定から適用されることとなります。また、建設事業、自動車運転の業務、医師の事業・業務については、上限規制の適用が 5 年間猶予されます。

時間外労働が常態化していた企業は、業務効率化の推進、短時間労働者の活用などの対応を迫られることになるでしょう。

【港を見渡す法律事務所で働く弁護士】

■□■-----

5. -----■□■

<広報協力> ～ジェトロ横浜からのお知らせ～

【ジェトロ 外国人材受入インターンシップ募集開始のご案内】

ジェトロは、(株)パソナと共同受託した経済産業省 平成 31 年度「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）」を実施するにあたり、対象となる企業を募集します。皆様の応募をお待ちしています。

■目的

国際化促進インターンシップ事業では日本の中堅・中小企業において外国人材を3ヵ月間受け入れ、就業体験をすることで、企業における異文化に対する社内意識の改革および海外ビジネスの拡大や新たな事業展開のために必要な知見構築の支援を目的としています。

■応募対象

日本国内に主な事業所を有する中堅・中小企業及び業界団体、非営利法人等（自治体を除く）
最大 200 社程度

■インターン受入期間

2019 年 9 月～12 月のうち、約 70 日程度

■募集締切

2019 年 6 月 30 日（日）

■その他募集に関する詳細情報は下記 URL をご確認ください。

公式 HP: <https://internshipprogram.jp/>

企業申込画面: <https://internshipprogram.jp/company/entry.html>

■お問い合わせはこちら

ジェトロ 国際ビジネス人材課 小澤・佐藤

TEL : 03-3582-8355 / E-mail : BDB-intern@jetro.go.jp

■□■-----

6. -----■□■

<広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～

【「横浜ものづくり企業ガイド2019」掲載企業の募集を開始!】

https://www.idec.or.jp/kaigai/whats_new/20190422103545.php

同ガイドは、市内中小企業の優れた製品や技術力を紹介することを目的に2013年より発行を開始しました。IDEC横浜のものづくりコーディネーター等が、市内企業はもとより、大企業や大学等を訪問し、キーパーソンに掲載企業を直接紹介することで、数々の事例が生まれています。

昨年につき、英語版も同時発行し、横浜市の海外事務所、海外連携機関等に配布します。新たなチャンスの獲得に、ぜひガイド掲載をご検討ください。

■掲載・発行情報

- 掲載内容 横浜市内に事業所を有する「ものづくり企業」等の紹介
(各企業A4、1ページ)
- 発行予定 2019年9月
- 申込締切 2019年7月24日(水)
- 発行部数 日本語版 4,000部(予定)、英語版 2,000部(予定)
- 掲載料 日本語版 15,000円(消費税込)、英語版 8,000円(消費税込)

■詳細・お申込はこちら

<https://www.idec.or.jp/renkei/guide/index.php>

■お問い合わせはこちら

横浜企業経営支援財団 経営支援担当(企業ガイド作成担当)

TEL:045-225-3725 E-mail: mono@idec.or.jp

■ □ ■ -----

WBCのサービスご案内

WBCでは下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談(貿易相談など)
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBCメールマガジンの発行
- Facebookでの情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBCは横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお問い合わせ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
